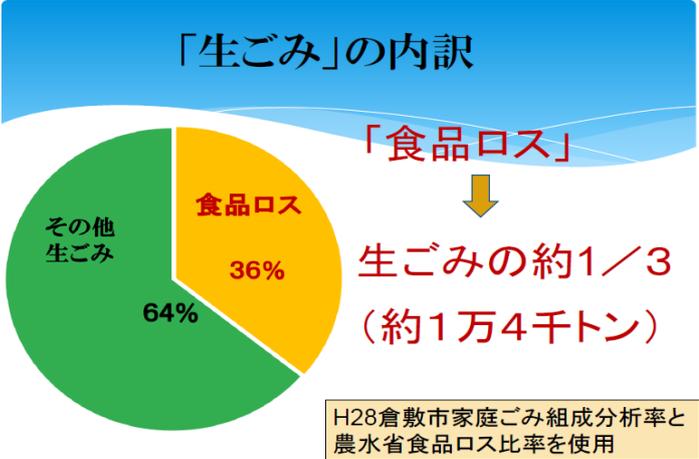


(3) 目標達成に向けた施策 (59 施策)
 ア 排出抑制のための取組み施策の内容

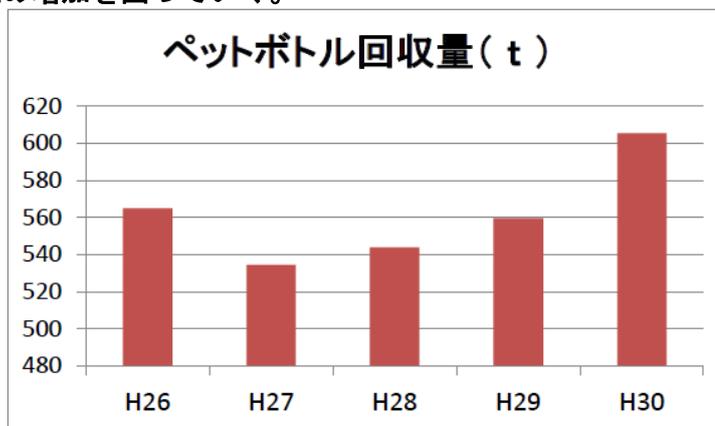
番号	施策名称	施策の内容
1-1	排出抑制アイデアの募集	<p>「私はこんなことをやっている」といったごみの排出抑制についてのアイデアを広く募集し、市のホームページや広報紙などを通して公表、優秀なものについては表彰を行い、市民に体験してもらえよう推奨していく。</p>
1-2	ごみステーションでの目標見える化事業	<p>世帯の構成員数ごとの平均的な排出量と市の目指す目標値（くらしキック20）を記した大型看板と簡易計量器（吊り下げ式など）の設置を希望する自治会等を公募し、応募のあった自治会のごみステーションに設置する。応募者（環境役員や自治会長等）に一定期間で協力を依頼し、地元住民がごみを捨てに来た際に事業の周知（説明）と計量の補助を依頼する。</p> <p>自分の家庭から出るごみの量が、他の家庭と比較して多いのか少ないのか、目標に対してどれほど減量が必要なのかが明確になることで、各家庭での自発的なごみ減量化を推進する。</p> <p>希望する世帯に対しては、ごみ量チェックシートや効果的なごみ減量方法を記したパンフを配布し、各家庭での自発的な取組みを支援する。看板・はかりの設置希望箇所については、順次拡大していく。</p> 
1-3	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	<p>購入費補助制度を継続するとともに、生ごみ処理容器や堆肥の活用方法の紹介、アンケート等による利用者の意見募集、利用者同士の情報交換の場の提供、小売り店舗との協力（のぼり、パンフレット、補助申請書の店頭設置等）など、より一層の利用拡大を目指した啓発活動の強化を行い、必要に応じて補助額の増額や堆肥利用先として市民農園への提供、生ごみ処理堆肥の自由な搬入・持ち帰り場所の設置などを検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">たい肥化容器 電気式処理機</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>倉敷市では生ごみ処理容器の購入に対し補助金を交付しています</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生ごみたい肥化容器 購入額の3分の2 補助限度額 5,000円 ○電気式生ごみ処理機 購入額の2分の1 補助限度額 30,000円 <p>お問い合わせは一般廃棄物対策課 ☎086-426-3375まで</p> </div>

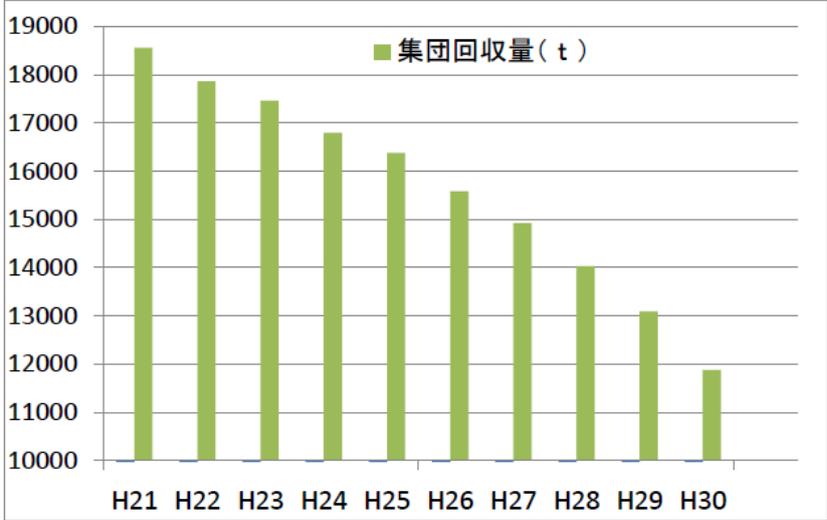
1-4	生ごみ資源化事業の推進	現在、倉敷市船穂町堆肥センターで行われている生ごみの堆肥化事業について、協力世帯の増加を図る。
1-5	水切りの徹底	<p>燃やせるごみに占める生ごみの割合は依然として高く、さらに生ごみに含まれる水分割合も高いことから、これまでの取組みに加え、水切りをした場合の減量効果を分かりやすく広報し、水切りの徹底に向けて意識改革を求めていく。広報手段としては、水切りの短編動画を作成し、市のホームページに掲載したり、メール配信を行う。また、生ごみに含まれる水分量を示したパネルを作成し、各支所の窓口に配置する。</p> <div data-bbox="1066 309 1417 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ごみ減量の切り札</p> <p style="text-align: center;">雑がみの分別</p> <p>雑がみは「資源ごみ」です。きちんと分別しましょう。</p> <p>雑がみつてどんな紙？（一例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">カレンダー ティッシュボックス</div> <div style="text-align: center;">パンフレット 紙袋</div> <div style="text-align: center;">封筒 はがき</div> <div style="text-align: center;">紙袋 葉子紙</div> </div> <p>※紙やビニールは取り除いてください。</p> <p>紙袋に入れてビニールでしぼる</p> <p>または</p> <p>雑がみにはさんでビニールでしぼる</p> <hr/> <p style="text-align: center;">生ごみの水切り</p> <p>生ごみの約90%は「水分」です。</p> <p>ごみ袋に入れる前に、水切りしましょう！</p> <p>しっかり水を切れば、ごみ袋も軽くなります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>しっかり水切り！</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ごみ出しが楽に！</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">生ごみ処理費補助制度の活用を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たい肥化設備 ・導入額の2/3 ・最大5,000円の補助 ・電気式処理機 ・導入額の1/2 ・最大30,000円の補助 <p style="text-align: center;">倉敷市</p> </div>
1-6	マイバッグ・マイ箸運動の推進	<p>マイバッグ・マイ箸持参の効果や事例の紹介、市内店舗でのレジ袋使用量削減の呼びかけ等により事業の推進を図る。事業所等に対しては「倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店」の拡充を図っていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="598 896 1029 1198">  </div> <div data-bbox="1093 884 1380 1153">  </div> </div>
1-7	家庭ごみ有料化導入の可能性の検討	<p>ごみ減量化にはごみ有料化は有効な手段であるため、本計画における他の減量化施策のを実施した結果、令和2年度に国の目標値である一人日当たり排出量 500g/人・日の目標達成が困難と見込まれる場合には、ごみ有料化導入の必要性を市民に説明し、更なる減量化の協力を呼びかけることとする。</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">目標 R2 500 g/人 ⇒ R6 469 g/人</p>
1-8	倉敷市家庭用品再利用銀行の支援	現在実施している家庭で不要になったものの登録・紹介を行う制度について、今後も市のホームページや広報紙等を通じて、制度の周知を図るとともに、各支所や各環境センターにおいても登録物品の紹介を行うなど、成立件数の増加を図り、リユースの推進に努める。
1-9	剪定枝等資源化支援事業の検討	家庭で剪定された枝木や公園等の清掃時における樹木の剪定枝、落ち葉、草などをごみに出すことなく資源化（チップ化による堆肥化等）出来るよう、チップ化機材の貸出制度の実施、チップ化車両、資源化設備等の導入、堆肥化容器の購入費補助制度を検討し、資源化の推進を図る。
1-10	段ボール堆肥の紹介	<p>学校や家庭で出来る生ごみ減量対策として、段ボールを用いて作る生ごみ堆肥の作成方法や、堆肥の利用方法などを広報紙や市のホームページを通じて紹介して取り組んでもらう。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

1-11	食品残渣の減量	<p>飲食店での食べ残しを減らすために、飲食店に対し、様々な量のメニューの検討を推奨する。市民は、自分の食べ切れる量を選択することができるようになり、食品残渣として排出される生ごみの排出量を減らすことができる。また、事業所から排出される生ごみに含まれる水分比率が高いため、パンフレットの配布等により、水切りの徹底を呼びかける。</p> <div style="text-align: center;"> <p>「生ごみ」の内訳</p>  <p>「食品ロス」 ↓ 生ごみの約1/3 (約1万4千トン)</p> <p>H28倉敷市家庭ごみ組成分析率と 農水省食品ロス比率を使用</p> </div>
1-12	リユース食器の貸し出し事業	<p>町内会、自治会、学校が主催するイベント等にリユース食器を貸し出し、使い捨て食器の使用抑制を図る。</p> 
1-13	集合住宅入居者による取り組み	<p>事業系ごみとして収集されているごみを排出する集合住宅の管理者や入居者に対し、資源化物の分別の徹底を呼びかける。</p>
1-14	マイボトル持参運動の検討と試行	<p>マイボトル持参運動を実施し、飲料について、中身だけを購入するといったライフスタイルへの転換を目指す。その一つの取組として、販売店・メーカー・市が連携し、マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置について検討・試行を行う。</p>
1-15	事業ごみ処理手数料増額改定の可能性の検討	<p>5年を目途に、排出者負担の公平性を図るため、ランニングコストの上昇や周辺都市の処理料金を勘案し、処理費用の適正な転嫁を行っていく。なお、今年度は処理手数料の改定の検討を行う予定としている。</p> <p style="text-align: center;">H30 70,168 t 目標 R6⇒ 58,948 t</p>
1-16	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	<p>日量 100kg 以上の一般廃棄物を排出する事業所で、一般廃棄物資源化減量計画書の作成・提出を求める事業所の適用範囲（特定建築物：延床面積 3,000 m²以上、大規模小売店舗：延床面積 1,000 m²以上）を拡大（例延床面積 3,000 m²以上 → 同 2,000 m²以上）し、計画書の提出を求めるとともに、個別訪問により、事業ごみの排出量削減指導を強化する。また、ごみ減量に関する取組状況や資源化実績について、市のホームページで優秀な事業所の紹介等を行い、事業ごみの減量化を図っていく。</p>
1-17	事業系一般廃棄物のマニフェスト制度の創設	<p>事業系一般廃棄物のマニフェスト導入により、一般廃棄物への産業廃棄物の混入・持ち込みを排除する。</p>

イ 再資源化のための取組み施策の内容

番号	施策名称	施策の内容
2-1	リサイクルに関するアイデアの募集	「私はこんなことをやっている」といったようなごみのリサイクルについてのアイデアを広く募集し、良案は市のホームページや広報紙などを通して公表、優秀なものについては表彰を行い、市民に体験してもらえよう推奨していく。
2-2	分別徹底の推進	ごみ減量の啓発に最も効果があると考えられるごみステーションでの早朝指導について、自治会や町内会と連携をとりながら市内全域で実施し、ごみの減量を図っていく。
2-3	外国人への分別徹底の推進	英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語で作成した、外国人定住者向けの適正なごみの分別・出し方の啓発用パンフレットを日本語学校などの出前講座で配布する。また、他の言語についてもパンフレットを作成・配布し、ごみの分別精度の向上を図っていく。
2-4	ごみステーションでの目標見える化事業	排出抑制で掲げた施策と一体で、ごみ減量化の取組みモデルとなるステーションを決め、市の目標値（資源化物の回収）と市民が挑戦すべき目標を記した看板を設置（目標の見える化）し、各家庭の自主的な取組みを推進する。取組みの前後で、はかりを使用した排出ごみの計量やアンケートを行い、算出した減量効果を市のホームページや広報紙等で公表する。看板・はかりの設置希望箇所については、順次拡大していく。
2-5	ペットボトル回収の充実	市内のスーパー、百貨店等（リサイクル協力店）で店頭回収を行っているペットボトルについて、店頭での拠点回収を継続するとともに、更なる回収と資源化を促進するため、ドラッグストアやホームセンター等、協力店舗数の増加を図っていく。
2-6	常設リサイクルステーションの設置	ライフスタイルの変化に伴い、常時排出が可能なステーションを設置することにより、排出の利便性向上を図り、資源ごみの分別を推進する。



2-7	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	<p>「ごみ減量化協力団体報奨金交付制度」を継続することで、自主的に資源回収を実施する協力団体の活動を奨励し、ごみの減量と再資源化を推進していく。</p>  <table border="1"> <caption>■ 集団回収量 (t)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回収量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21</td><td>18,500</td></tr> <tr><td>H22</td><td>17,800</td></tr> <tr><td>H23</td><td>17,400</td></tr> <tr><td>H24</td><td>16,800</td></tr> <tr><td>H25</td><td>16,400</td></tr> <tr><td>H26</td><td>15,600</td></tr> <tr><td>H27</td><td>14,900</td></tr> <tr><td>H28</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>H29</td><td>13,100</td></tr> <tr><td>H30</td><td>11,800</td></tr> </tbody> </table>	年度	回収量 (t)	H21	18,500	H22	17,800	H23	17,400	H24	16,800	H25	16,400	H26	15,600	H27	14,900	H28	14,000	H29	13,100	H30	11,800
年度	回収量 (t)																							
H21	18,500																							
H22	17,800																							
H23	17,400																							
H24	16,800																							
H25	16,400																							
H26	15,600																							
H27	14,900																							
H28	14,000																							
H29	13,100																							
H30	11,800																							
2-8	5種14分別の見直し	現在の分別区分で燃やせるごみとして排出されている、白色トレイやプラスチック製容器包装類を新たな分別区分として設定して分別収集し、燃やせるごみの減量化とともに資源化物のリサイクルを進める。																						
2-9	資源ごみ収集頻度の見直し	月に1回の資源ごみ収集日を見直し、月に2回にすることで、更なる回収と資源化を促進する。																						
2-10	廃食用油燃料化事業の拡大	現在のBDF（バイオディーゼル燃料）事業協力世帯から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製し、公用車の走行用燃料などに活用している）を継続するとともに、BDF以外への活用方法を検討する。																						
2-11	事業ごみ適正処理指導	<p>事業ごみの受入時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入検査の回数を増やし、不適正な排出事業者に対して指導を強化する。</p> <p>ダンボール等の資源化物やプラスチック類等の産業廃棄物の搬入阻止</p> <p>高感度カメラを使い搬入物検査の強化</p> 																						
2-12	事業系紙類のリサイクル推進	事業系紙類の受入停止を継続し、民間リサイクルルートへ誘導するための情報提供を行う。																						

2-13	事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	現在、事業系一般廃棄物の資源化推進に向け、「木くず」及び「食品残渣」の処分業許可を実施している。今後も排出事業者に対して再資源化事業者を紹介・誘導することにより、資源のリサイクルを推進する。
2-14	事業系びん類の搬入停止	事業活動により排出されるびん類の市施設への搬入を停止し、再資源化事業者へ誘導することにより、リサイクルを推進する。